主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

弁護人八島喜久夫の陳述した控訴趣意は、旧録に編綴の同弁護人名義及び被告人 名義の各控訴趣意書の記載と同じであるから、これを引用する。

弁護人の控訴趣意及び被告人の控訴趣意中逃走罪に関する主張について。

刑法第九七条の主体は既決、未決の囚人であり、「既決の囚人」とは確定判決により自由刑の執行として又は死刑の執行に至るまで拘禁せられる者をいい、「者をの囚人」とは確定判決前において刑事手続の必要上勾留状により拘禁せられる者をいうとされるのであるが、同法条が刑事法上の審理又は制裁のためにする国家権力による拘禁力の保持を目的とする立法趣旨に鑑み、自由刑の執行に準じて考うべき場合を包含するものと解すべきである場合と勾留状による拘禁に準じて考うべき場合を包含するものと解すべきである。(自由刑の執行に準じて考うべき場合は例えば罰金不完納の場合の労役場留置り、即ちそれは刑に準じて自由を拘束されるもので、一の換刑処分であり、監獄法第九条)のであつて、労役場留置中の者も亦「既決の囚人」に包含せられる)。

六七条の二の規定の新設される以前は、勾留と併存するとの考えがあつた。 なお、最高裁昭和二八年(あ)第二四七三号同年九月一日判決参照)、司法警察 職員に看守を命じたり又は施錠のある房室に入れて外部との交通を厳重に遮断する 等の措置を講じて勾留と同一程度の拘禁状態を維持せねばならないことになるので ある。かくて、勾留から鑑定留置に付せられた者の留置中における身柄の処遇が勾 留と同一程度の拘禁状態に置かれたものと認められる限り、勾留状による拘禁に準 じて考うべき場合であつて、その鑑定留置中の者も亦「未決の囚人」に包含せられ るものと解するのが相当である。

本件において、原判決挙示の証拠によれば、被告人が鑑定留置されたA大学医学部附属病院B科C病棟はいわゆる不穏病棟に属し、逃亡、暴行等の虞ある患者を収容し、昼間四人、夜間(午後五時より翌朝八時半まで)は二人の医療看護手が造場をに服務して居り、被告人の収容されていた第D号室は保護室と称し、特に逃をが暴行等の虞の大なる者を収容し、その出入の扉は医師の指示によつては昼間鍵をかけないことがあるが、夜間は常に施錠してあり、その外部との交通は厳重に必かれていたのみならず、右病室廊下、便所、浴場の窓には鉄製の枠に鉄製網入の頂が出ていたのみならず、右病室廊下、便所、浴場の窓には鉄製の枠に鉄製網入の頂の部分のみ僅かに自由に開閉し得る仕組になつているし、又右病室を含むC病棟との病棟その他の病院建物部分との間には常に施錠し、必要の都度鍵を保管する医療看護手等において開閉する扉を設けてあり、更に右病棟にある非常口にも不断施錠

されているので、仮に前示病室の扉が開いてあつても右病棟から外部に出ることは通常の手段方法を以てしては不可能な実情であることが認められる。従つて、右に述べた施設の下における被告人の留置状態は勾留執行中の者の拘禁状態と同一程度のものと認めるのが相当である。論旨は、右施設は本来精神異常者の狂暴、逃走等に備えたもので未決の囚人のそれに備えたものではな〈要旨〉い旨主張するけれども、そのことは右認定を何等妨げるものではない。されば、右の拘禁状態におかれた鑑定〈/要旨〉留置中の被告人も亦「未決の囚人」に包含せられるものと解すべく、この拘禁状態を離脱した被告人の所為は刑法第九七条の未決の囚人が逃走したときに当るものというべきである。

以上説明の次第で、原判決には所論のような法律の解釈適用を誤つた違法は存しない。論旨は理由がない。

被告人の控訴趣意中窃盗の事実及び量刑に関する主張について。

しかし原判示第二の各窃盗の事実特に所論犯意の点も原判決挙示の証拠によりこれを肯諾し得るのであつて、記録を精査しても原判決の右事実認定に過誤あることなく、更に、被告人の経歴、家庭事情、本件犯行の動機、態様、犯行後の事情、その他諸般の情状を検討考量するに、原判決が被告人を懲役一〇月に処したのを目して重きに失し不当であるとは認められない。論旨は理由がない。

よつて、刑訴法第三九六条により本件控訴を棄却すべきものとし当審における訴訟費用を被告人に負担させないことにつき同法第一八一条第一項但書を適用して、 主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 篭倉正治 裁判官 細野幸雄 裁判官 岡本二郎)